

大阪府救急告示医療機関の認定基準改正内容について

1. 現行基準と改正内容について（受入実績）

		現行基準	改正後
基準	項目	内容	内容
評価基準Ⅰ (旧基準A)	時間帯	・ 時間外のみ	・ 時間外のみ
	消防機関	・ 管轄消防機関のみ	・ 管轄に限定せず
	件数	・ 3ヵ月で15件以上	・ 1年間で60件以上 (2半期連続で30件以上)
評価基準Ⅱ (旧基準C) ※救済措置	時間帯	・ 全時間帯	・ 全時間帯
	消防機関	・ 管轄に限定せず	・ 管轄に限定せず
	件数	・ 3ヵ月で30件以上	・ 1年間で120件以上 (2半期連続で60件以上)
	適用の制約	-	・ 前回の認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない。
※Ⅰ・Ⅱとも非通年制・輪番制の場合は、1/2の件数（端数切捨）とする。			

※上図内の下線部分が改正箇所

○評価基準Ⅰの変更点

消 防 機 関：管轄消防に限定しない

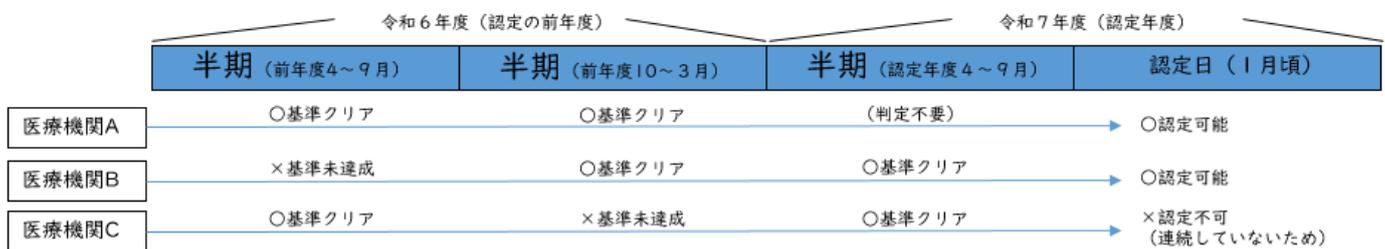
件 数：1年間で60件以上（2半期連続で30件以上）の受入実績

○評価基準Ⅱの変更点

件 数：1年間で120件以上（2半期連続で60件以上）の受入実績

適用の制約：前回の認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない

【評価方法】



- ・ 申請時点（7月）に、原則として前年度（上半期・下半期）の件数を確認する（医療機関A）。
- ・ 医療機関Bのように、前年度上半期に基準の実績に満たない場合は、下半期及び認定年度の上半期を確認し、充足すれば認定可能とする。
- ・ 医療機関Cのように、連続した半期を達成できない場合は、認定不可とする。

2. 改定後認定基準の適用時期

令和7年度から改正基準を適用する

(評価対象期間：原則として令和6年4月1日～令和7年3月31日)